

がんばる中小企業・小規模企業・商店街を支援しましょう！

西之表市中小企業・小規模企業 振興条例

を策定しました。

中小企業・小規模企業・商店街が元気になれば、
西之表の街も元気に！



市内の中小企業・小規模



市内事業所数のすべてが中小企業であり、その中でも小規模企業が約9割を占めています。**中小企業・小規模企業は、市民生活の基盤であるとともに、地域の雇用を支える重要な存在**です。

新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛や来島自粛の中で、地域内の事業所と私たちの暮らしの結びつきをあらためて感じられたのではないのでしょうか。

それぞれの役割を果たすことで、**地域経済の活性化と市民生活の向上**を目指しましょう！

西之表市中小企業・小規模企業振興条例の目的

この条例は、中小企業・小規模企業の振興の基本となる事項を定め、市の責務や関係者の役割等を明らかにし、中小企業者及び小規模企業者の健全な発展及び市民生活の向上を図ることを目的として制定したものです。

西之表市では、この条例を基本に、地域の皆様とともに中小企業・小規模企業の振興策を推進していきます。

西之表市中小企業・小規模企業振興の基本理念

中小企業・小規模企業の存在意義

本市経済の発展及び雇用を支える担い手として、市民生活の向上に大きく貢献する重要な存在であることを踏まえること。



中小企業・小規模企業の

創意工夫・自助努力

中小企業者等の創意工夫及び自主的な努力を尊重すること。



国・県・中小企業団体等の連携

国、鹿児島県、市及び中小企業団体との連携を図ること。



中小企業・小規模企業の

成長・持続的発展の促進

中小企業の成長発展及びその持続的発展を推進されなければならない。



それぞれの役割（条例第4条～第10条）

中小企業・小規模企業の振興に向けて市全体で取り組みます！！

中小企業関係団体

- ・中小企業の経営力強化に支援
- ・市の施策に協力

金融機関

- ・資金調達
- ・市の施策に協力

大企業

- ・中小企業・小規模企業者との連携
- ・市の施策に協力

中小企業者・小規模事業者

- ・技術の継承、人材の育成、雇用の促進及び従業員の福利厚生の充実
- ・豊かで住みよい地域づくりの実現に貢献
- ・市の製品の積極的な利活用
- ・商工会等への加入
- ・相互に中小企業・小規模企業振興に努める

商店街

- ・市の産品による地域活性化
- ・誘客のための環境整備
- ・地域コミュニティの担い手
- ・安心、安全な地域づくり
- ・相互に中小企業・小規模企業振興に努める

西之表市

- ・中小企業の振興施策の計画、実施
- ・必要な財政上の措置
- ・中小企業者等や商店街の支援
- ・市民へのPR
- ・受注機会の増大の配慮

市民

- ・中小企業・小規模企業者への理解と協力
- ・商店街の利用
- ・市の施策に協力

西之表市中小企業・小規模企業振興条例の取組

制定した本条例を基に、具体的な施策は本市の最上位計画である長期振興計画実施計画に登載し、計画的に実施するとともに、長期振興計画のPDCAサイクルを通して、施策の成果を評価検証し、見直し、改善を図っていくことにします。

長期振興計画の外部評価等を通して、施策の評価及び検証を、様々な団体や商工団体等の幅広分野の方から意見を伺い、見直し、改善等に取り組むこととします。

西之表市中小企業・小規模企業振興条例の前文

種子島は古くから日本本土と琉球・中国・東南アジア・インド・西欧などと海の道で結ばれ、交易の接点として重要な役割を果たしてきた。

その中でも、西之表市は、島主種子島氏の府本として「赤尾木」と呼ばれた時代から種子島及び屋久島の政治・経済・文化の中心都市として海の玄関口である西之表港を中心として発展してきた。

しかしながら、人口減少社会の到来や情報通信技術の発展による購買人口の減少、経済のグローバル化による社会構造の変化など、これまで地域の雇用と経済を支え、市民生活の向上をもたらす重要な存在である中小企業及び商店街を取り巻く環境は大きく変化してきており、中小企業の活力低下が懸念される。

このような中で、中小企業が成長し、発展していくためには、中小企業者等自らがその重要性を再認識し、創意工夫した上で経営の向上のために努力を行っていくとともに、中小企業の振興が西之表市の発展に欠かせないものであるという認識を、企業はもちろんのこと、市民や行政も共有することが重要である。

以上のことを踏まえ、中小企業を振興する上での企業、行政、関係機関及び市民の役割や関係を明らかにし、成長発展に向けた取組を関係機関が一体となって継続的に推進することにより、中小企業の振興を回り、地域経済の活性化と市民生活の向上を実現するため、この条例を制定する。

前文は、この条例を制定する背景、趣旨とともに、市内の中小企業、小規模企業及び商店街の果たしている役割や重要性、中小企業及び小規模企業の振興の必要性といった条例全体の考え方を示すものです。



※条例は、市のホームページのほか、商工会、各金融機関、市役所経済観光課などで閲覧できます。



西之表市経済観光課商工政策係

TEL：0997-22-1111（内線271・274）

FAX：0997-24-3111

E-mail：shoukou@city.nishinoomote.lg.jp